JR東海労ニュース

№1521 2011年2月17日 JR東海労働組合

「酒気帯び」デッチ上げ! 不当減給処分を撤回せよ!

2月17日、東京第二運輸所分会斉藤書記長に対し、減給処分 が発令されたことに対し、抗議と撤回を求める申し入れを提出 しました。

すでに『抗議声明』などで明らかにしたように、「酒気を帯びて業務に就く」という処分事由は、まったく事実に反する言いがかりです。今回の「酒気帯び」デッチ上げ及び不当処分の狙いは、2月1日の組織拡大に対する報復と分会書記長をターゲットにした不当労働行為であることは間違いありません。さらに、見せしめ的に厳罰を科すことで、企業権力を振りかざし社員を抑え込み威圧する効果を狙っているのです。

したがって、処分撤回と「酒気帯び」デッチ上げに謝罪することを強く申し入れました。あわせて、発令通知書が「減給する」としか明示されておらず、減額率など詳細がまったくわからない、極めていい加減な通知であることから、処分は無効であることを強く申し入れました。

『申第28号』

- 1. 斉藤厚志書記長に対する減給処分を撤回すること。
- 2. またもや繰り返された不当労働行為を直ちに止め、今回の事態 に関係した管理者は、斉藤厚志書記長及びJR東海労に文書によ り謝罪すること。

『申第29号』

- 1. 発令通知書の処分内容について「減給する」とのみ書かれている。しかし、これでは、減給の率など詳細がわからない。このような発令通知は無効である。直ちに撤回すること。
- 2. これまでの減給処分は減額率が通知書で明らかとなっていた。 労働協約でも「処分1回につき平均賃金の1/2以内を減ずる。 ただし、一賃金計算期間内における減額の総額は・・・賃金総額 の1/10をこえないものとする」と明示されている。今回のよう な、率の詳細が明示されない通知は無効である。見解を明らかに すること。

極めていい加減な処臓額率の明示がない、